

◎新潟県告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
にいがた健康・スポーツ医科学ネットワーク	新潟市中央区清五郎67番地12

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター手数料に係る徴収事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日  
令和8年4月1日